公共汚水ます設置(申請・届出)書

年 月 日

[武蔵村山市公共下水道管理者] 武蔵村山市公共下水道管理者]

申請者	住所			
	氏名			
	電話	()	

このことについて、裏面の公共汚水ます設置要件を承諾し、次のとおり申請します。 1 公共汚水ますを必要とする「建築物等」の所在地(案内図、公図写を添付してください。)

武蔵村山市 丁目 番地の

- 2 前項「建築物等」の用途(次の用途のうち、該当するものに○を付けてください。)
 - 1 一般住宅 2 会社事務所 3 店 舗 4 工 場 5 アパート(寮を含む) 6 その他()
- 3 公共汚水ますの構造(1号、2号、3号、小径、H= . m)及び設置位置図

北		
(凡例) ●公共汽	汚水ます	

申請代理人: 設置希望時期: 月(上・中・下)旬まで

4 公共汚水ますの設置要件

公共汚水ますの設置に伴い、次の事項を承諾します。

- (1) 公共汚水ますの設置位置は、障害物のない設置可能な場所を選定します。 なお、適当な設置場所がなく、障害物のある場所を選定した場合は、事前に障害物を撤去し、 設置可能な状態にしておきます。
- (2) 公共汚水ます及びその取付管の設置のため、土地占用(無制限)を承諾し、これに係る借地料等は一切無料とします。
- (3) 私有地内に設置された公共汚水ますの維持管理に支障を及ぼす行為は、一切行いません。
- (4) 公共汚水ますを設置した私有地は、将来にわたって現況を変更しません。また、公共汚水ますの設置位置及び形状等は、市の指示によらなければ変更しません。
- (5) 私有地内に設置した公共汚水ますに、他の排水設備の接続を市が必要と認めた場合は、その接続について異議の申し立てをしません。
- (6) この承諾事項の各項の内容は、土地の所有権に移動があった場合も、これを継承します。また、新たな所有者への承諾事項の説明等は、旧所有者が責任をもって行います。
- (7) 本件に関して、第三者からの異議の申し立て、権利の主張等があった場合は、当方で責任をもって解決します。
- (8) 公共汚水ます設置(申請・届出)書について、汚水ます設置工事を行う際の位置確認のため、施工業者に写を提供したり、また、設置後の維持管理に係る下水道台帳の整備などに対して、当該申請書を使用するにあたり、武蔵村山市個人情報保護条例第8条第2項第2号の規定を受けることに同意します。
- (9) 各項に定めのない事項、又は、予測し難い事項が生じた場合は、市と事前に協議します。

5 土地所有者が異なる場合の公共汚水ます設置に関する承諾欄

	なる場合の公共汚水ます設置に関する承諾欄 所 有 者				-		
私有地の表示	住	<u>///</u> 所	氏	名	印	電	話
	1	///	, ,				
<i>i</i>							